（参考） 最近の農林水産業関係の規制改革の取組

番号	事項名	取組内容
1	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し【農地法】	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置し、地面で耕作するような施設について、農地法の一時転用許可の対象とした（平成25年３月31日、通知を発出）。
2	再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	農林水産省ホームページにおいて、再生可能エネルギーの発電適地選定の参考となる情報等を閲覧できるようにした（平成25年３月21日）。
3	再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の明確化【農地法】	第２種農地又は第３種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー設備の設置が可能であることを明確化（平成24年３月28日、通知を発出）。
4	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の明確化【農地法】	農地法面への太陽光発電設備の設置に当たって、一定の要件を満たすときには一時転用の許可を行うことが可能であることを明確化（平成24年３月28日、通知を発出）。
5	再生可能エネルギー発電設備に供する場合の保安林の指定解除及び作業許可の要件の明確化【森林法】	都道府県、森林管理局及び再生可能エネルギー関係事業団体から実情把握を行い、要件を明確化（平成24年６月29日、通知を発出）。
6	小水力発電推進のための従属発電に関する登録制度の創設【河川法】	既に流水占用の許可を得ている農業用水等を利用して行う小水力発電について、従来の許可制に代えて登録制とすることとし、法案を提出（平成25年４月５日）。
7	防災集団移転促進事業に関する規制緩和【農地法】	東日本大震災の被災市町村が防災集団移転促進事業により移転元の農地を買い取る場合に、農地法の許可を不要とした（平成25年２月４日、省令改正）。
8	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化【農地法】	公道等から農地に迂回する場合の埋設管及び管理施設について、農地転用の許可を不要とする（省令改正予定）。
9	農地の面的集積組織（農地利用集積円滑化団体）の民間開放【農業経営基盤強化促進法】	農地利用集積円滑化団体が行う事業の一部を民間に事務委託できるようにする（平成25年４月17日、通知を発出）。
10	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化【農業信用保証保険法等】	両制度の対象業種等について事例集を作成・配布（平成24年7月31日）するとともに、相互の連絡体制を整備し、事実上のワンストップサービスを提供。
11	農業協同組合の設立認可の際の関係市町村・中央会への協議の廃止【農業協同組合法】	左記協議を廃止することとし、法案を提出（平成25年４月12日）。

（参考）「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望例

	番号	事項名	制度の現状と課題
需要フロンティア拡大	1	水産物輸出拡大のための衛生証明書発行の円滑化【食品衛生法】	中国やロシアへの水産物輸出のためには、衛生証明書が必要であるが、これを発行する組織が国内に数か所しか存在しておらず、発行業務の円滑化が必要。
	2	うめの需要拡大のための梅酒の表示の適正化【酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律】	現行では、うめを減らし酸味料を添加した梅酒と酸味料無添加の梅酒とを区別して表示できないが、これらを区別して表示できるようになれば、うめの需要拡大につながる。
	3	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備【ＪＡＳ法、建築基準法】	現行では、JAS規格及び基準強度等に係る告示の整備がされていないため、CLT（※）を一般的な建築資材として広く利用できない。（※）CLT：ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル
	4	付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認【薬事法、健康増進法、食品衛生法、景表法】	現行では、保健機能を有する成分を含む加工食品や農林水産物については、特定保健用食品等の場合を除き機能性表示をすることができないが、表示が認められるようになれば、付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大につながる。
	5	日本の食文化を世界に広げるため、働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和【入管法】	現行では、外国人が日本料理の調理等に従事しながら技術習得のための研修を受けることを目的に入国・在留することはできないが、在留資格要件が緩和されれば、日本の食文化・食産業の海外展開の促進につながる。
バリューチェーンの構築	6	製造・加工や販売等を行う農業法人等における雇用労働に関する法令上の取扱いの明確化【労基法】	農業に従事する者には、労働基準法の労働時間、休日等の規定の適用が除外されているが、農業法人等の従業員が、農業のほか製造・加工や販売等にも従事する場合の取扱いが不明確。
	7	食品衛生管理者資格取得に係る負担の軽減【食品衛生法】	食品等の製造・加工には、食品衛生管理者の設置が義務付けられているが、資格取得に長期講習が必要であり、受験者の負担軽減が必要。
	8	小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化【河川法】	小水力発電に係る水利権取得の際の申請書類の簡素化や手続の迅速化が必要。
	9	小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和【電気事業法】	小水力発電施設の設置のためにはダム水路主任技術者の選任が必要であるが、選任要件が緩和されれば、農業水利施設を活用した小水力発電の推進につながる。
	10	NPO等による農林漁業体験民宿の開設を円滑にするための規制の緩和【旅館業法】	農林漁業者が農林漁業体験民宿を営む場合には、構造施設基準（床面積）が緩和されているが、NPO法人等の場合には認められていない。
	11	食料品アクセス環境の改善【食品衛生法、たばこ事業法、薬事法、消費生活協同組合法】	買い物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売等が円滑に実施できるようにすることが必要。
生産現場の強化	12	農業関連施設の開発許可申請除外の徹底【都市計画法】	市街化調整区域内に設置される農業施設については、開発許可が不要であるにもかかわらず、農業団体には許可申請を求められることがあり、法解釈の徹底が必要。
	13	無人ヘリコプターの重量規制の緩和【航空機製造事業法】	現行の規制のかからない無人ヘリは重量が100kgまでとされているが、無人ヘリによるは種・散布コストの低減のためには、この規制の緩和が必要。
	14	農業分野における外国人技能実習生の技術習得の高度化のための在留期間の延長及び制度の透明性の向上【入管法】	現行では、農業の技能実習を行う外国人の在留期間は最長で3年間とされているが、高度な技術習得のためには、在留期間の延長と、実習生の送り出し・受入れ体制のあり方を含め、制度の透明性の向上が必要。

〔参考〕これまでの農政の歩み等

戦後農政の歩み

昭和20年　昭和36年　平成4年　平成11年

基本的課題

戦後農政

農村の貧困追放と
都市への食料供給

基本法農政

①生産性、所得の農工間格差の是正

②米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等の需要が拡大する作物への生産転換（選択的拡大）

新農政

①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築

②効率的、安定的経営体育成

③市場原理の一層の導入

新基本法農政

①食料の安定供給の確保

②多面的機能の十分な発揮

③農業の持続的な発展

④農村の振興

⇒食料自給率目標の導入

農地・担い手

広範な自作農を創設・定着するための農地改革

・農地法の制定（S.27）

農地流動化推進

・農地法の改正（S.45）
（借地による農地流動化）

・農用地利用増進事業
（S.50、単独法化（S.55））

担い手の育成・確保

・農業経営基盤強化促進法（H.5）
（経営支援策の体系化、認定農業者制度の創設）

効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立

・中山間地域等直接支払制度（H.12）
・経営所得安定対策大綱（H.17）
（品目横断的経営所得安定対策（H.19）と農地・水・環境保全向上対策（H.19）が車の両輪）

・農地法の改正（H.21）
（リース方式による一般企業参入の全面自由化）

・戸別所得補償制度（H.22～）
※「経営所得安定対策」に名称変更（H.25）
（・販売農家を対象に、恒常的なコスト割れに着目した全国一律の交付単価での直接支払いを実施
・米価下落時の補てん）

米

食管法制定（S.17）

食料が絶対的に不足し食糧増産が大命題

・食糧増産5ヵ年計画（S.27）

・恒常的な米輸入

米の生産調整開始

・米価算定に生産費所得補償方式導入（S.35）

・米の生産調整本格開始
（S.46）

・日米農産物交渉合意（S.63）
（牛肉・かんきつ輸入数量制限の撤廃）

国の全量管理から民間主導の流通へ

・食糧法制定（H.6）
（備蓄のための政府買入れに限定、計画流通制度への移行等）

・新たな米政策大綱決定（H.9）
（・稲作経営安定対策創設（H.9）
備蓄運営ルールの導入）

・ウルグアイラウンド合意（H.5）、MA米輸入開始（H.7）、米の関税化（H.11）

米政策改革

・米政策改革大綱決定（H.14）
（生産数量目標の配分を需要実績に基づく数量配分とする（売れる米づくり）、地域の創意工夫による助成（産地づくり対策））

・食糧法改正（H.16）
（計画流通制度の廃止等）

・米の需給調整の見直し（H.22～）
（米の直接支払交付金の交付対象を需給調整参加者とする）

・ドーハラウンド交渉開始（H.13）

・TPP交渉参加をめぐる議論（H.22～）

食料・農業・農村基本法について

○　平成11年７月、農業基本法（昭和36年制定）に代え、新たに食料・農業・農村基本法を制定。
○　旧基本法が、農業と他産業との間の生産性と生活水準の格差の是正を目指したものであったのに対し、新基本法は、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的な機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、国民全体の視点から、食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向を明示。

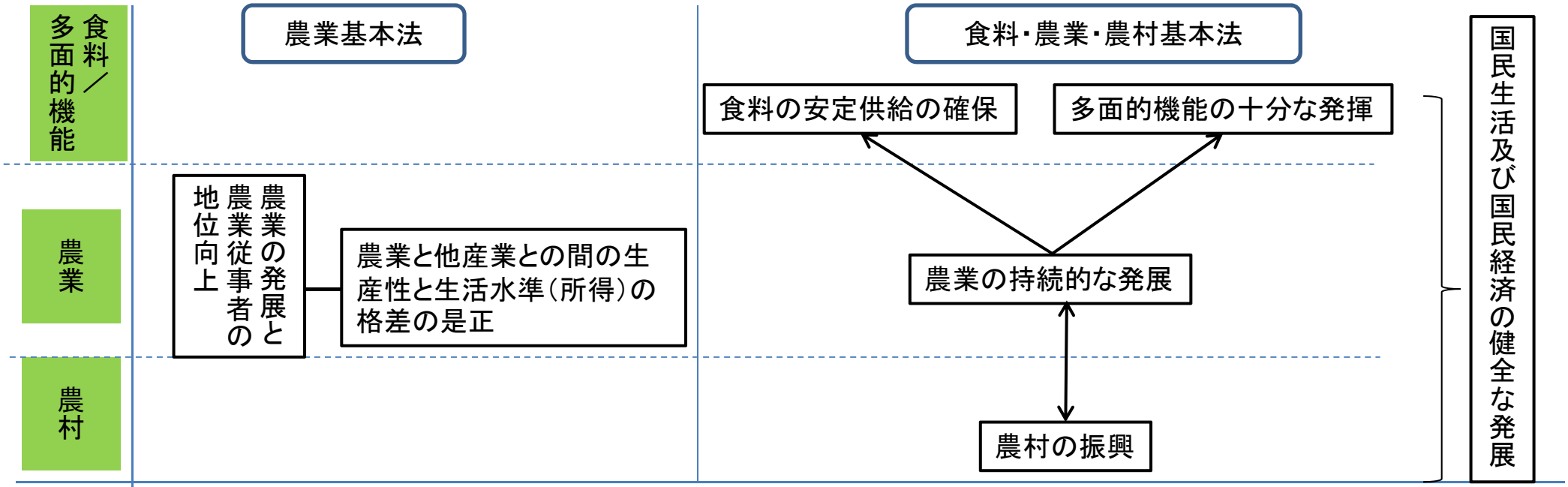

ポイント

○農業の生産性の向上
○農業の総生産の増大と選択的拡大
○農産物の価格の安定
○家族農業経営の発展と自立経営　等

○基本計画の策定（H22に現行計画策定（食料自給率目標:50%（カロリーベース））
○消費者重視の食料政策の展開
○効率的かつ安定的な農業経営による生産性の高い農業の展開
○市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策
○自然循環機能の維持増進
○中山間地域等の生産条件の不利補正　等

経営所得安定対策の概要（平成25年度予算）

24年産の農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施。

① 畑作物の直接支払交付金

（25年度予算額：2,123億円）

畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、「標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分」に相当する交付金を直接交付。

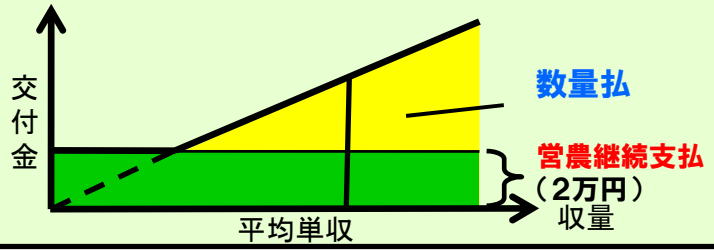

② 水田活用の直接支払交付金

（2,517億円）

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米などを生産する農業者に対して、「主食用米並の所得を確保し得る水準」の交付金を面積払で直接交付。

③ 米の直接支払交付金 ・ ④米価変動補填交付金

（米の直接支払交付金：1,613億円　米価変動補填交付金：84億円（24年産））

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、「標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分」と、その年の米価の下落分を直接支払いする交付金。

⑤ 水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）

（724億円）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの24年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補填。

⑥ 加算措置（再生利用交付金）

（20億円）

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付た場合に、一定額（2～3万円/10a）を最長5年間交付。

（注）「規模拡大加算」は「担い手への農地集積推進事業」の中で実施。「集落営農の法人化等に対する支援」は「担い手・農地総合対策」の中で実施。
「緑肥輪作加算」は「水田活用の直接支払交付金」の「産地資金」に統合。

（参考）農地集積の加速化、担い手の確保（「人・農地プラン」の作成）

○　全国各地で、農業従事者の高齢化が進行し、地域農業の5年、10年後の将来を担う後継者の確保や、担い手への農地の集約が問題となっている。
○　こうした各地域における「人」と「農地」の問題を解決するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、「人・農地プラン」の作成を推進している。
○　平成25年度は、人・　農地プラン作成に向けた本格的推進の二年度目。

＜人・農地プランで定める内容＞

①　今後の中心となる経営体はどこか、
②　中心となる経営体へどのように農地を集約するか
③　中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化等）

＜人・農地プラン作成によるメリット＞

人・農地プランに位置づけられた経営体・農業者は、
①　青年就農給付金（経営開始型）
（原則45歳未満で独立・自営就農する者が対象）
②　農地集積協力金
（中心となる経営体に農地を提供する者が対象）
③　スーパーL資金の貸付当初5年間無利子化
（認定農業者が対象）
等の支援を受けることが可能になる。

進捗状況（平成２５年　５月末現在）：人・農地プランを作成予定の地域数　＝　１６，９７４
人・農地プランを作成予定の市町村数　＝　１，５６６

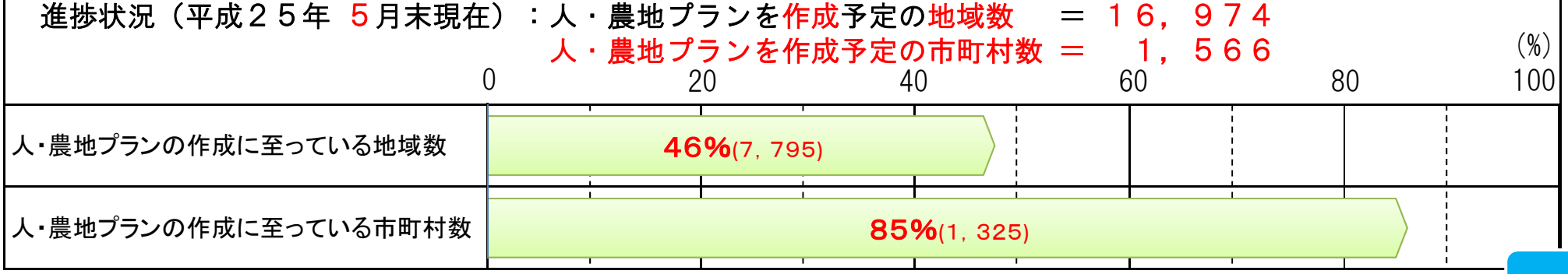

（参考）新規就農・経営継承対策の全体像

	就農準備 （高校卒業後を支援）	就農開始 法人正職員としての就農	就農開始 独立・自営就農 （※）	経営確立
所得の確保 （最低賃金（約820円×1800時間）の確保）	**青年就農給付金（準備型） ①** ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について ・年間150万円を最長2年間給付 （○研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び給付期間の1．5倍（最低2年）以上就農を継続しない場合は全額返還）	（法人正職員として最低賃金以上を確保） **法人側に対して農の雇用事業 ③** 1)法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成（最長2年間） 2)法人等の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進法人・他産業へ研修派遣する経費を助成（月最大10万円、最長2年間）	**青年就農給付金（経営開始型）②** ・人・農地プラン（東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。）に位置付けられている（又は位置づけられると見込まれる）原則45歳未満の独立・自営就農者について ・年間150万円を最長5年間給付 （○市町村等が適切な就農をしていないと 判断した場合は打ち切り ○所得が250万円以上ある場合は給付しない） ※親からの経営継承（親元就農から5年以内）や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象	
（①＋②＋③ 合計で 233億円 ・青年就農給付金 175億円 ・農の雇用事業 58億円）				
技術の習得	**農業経営者育成教育のレベルアップのための助成**			
機械・施設の導入 （経営の複合化、多角化等に必要な物を含む）			**就農支援資金（無利子）** **経営体育成支援事業**	**スーパーL資金**
農地の確保 就農相談	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目途をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。		農地利用集積円滑化事業等により農地利用を確保	

□ が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容

震災からの復旧復興と防災・減災対策

○ 東北の震災被災地では、農地・漁港等の復旧を計画的に実施。
福島の放射能汚染地域では、除染と並行して復旧復興を実施中。
○ 地震、津波、豪雨等の自然災害に強い国土を形成することが必要なことから、農業水利施設、海岸、森林、漁港等の防災・減災対策を強化。

東日本大震災からの復旧

「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩等を実施。平成25年度作付け期までに津波被災農地の約6割以上で営農再開となる見込み。

○農地復旧の進捗状況（平成25年3月末時点）

	被害状況	進捗状況 (%) 0 20 40 60 80 100
農地	6県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）の津波被災農地→21,480ha	38%（8,190haで営農再開可能）→ 63%（5,280haで営農再開が可能となる見込み）

○津波被災農地の被災状況と復旧状況（仙台東地区）

被災状況
（23年3月時点）

営農再開状況
（24年8月時点）

防災・減災対策の強化

基幹施設やため池等の一斉点検、緊急性の高い施設の耐震化工事、ハザードマップの作成等ハード・ソフト対策を組合わせた取組を推進

○老朽化対策・耐震化対策

・老朽ため池の整備

・ハザードマップの作成

・ため池下流の住宅の安全確保

○湛水被害等の防止対策

・排水機場の整備

原子力発電所事故への対応

○　農地等の除染技術の開発等を行うとともに、安全な食品を安定的に供給することを最優先として、放射性物質の検査や吸収抑制対策、避難指示区域における営農再開等の取組を支援。

○　併せて、風評対策として、被災地産食品の利用・販売の促進等の取組を実施。

除染技術の開発・実証の取組例

- 表土の削り取りや反転耕等、農地の種類（畑、水田、牧草地）や現場の条件に応じた効果的・効率的な除染技術を開発。

表土の削り取り（畑、水田）

反転耕（畑、水田）

水による土壌撹拌・除去（水田）

- また、開発された技術を着実に現場で導入するため、現地ほ場において実証等を行い、その結果を農地土壌の除染技術の手引き（24年3月）や農地除染対策の技術書（24年8月）等として公表。

- これらの取組については、除染を担当する環境省とも共有し、「除染関係ガイドライン」への反映などを通じて、現地における除染を推進。

放射性物質の低減対策（例：米）

- 25年産米は、帰還困難区域等、基準値を超えない米が生産できることが検証されていない地域で作付制限（作付制限区域では、作付再開を目指して試験栽培を実施）。
- 農地の反転耕等による除染やカリ施肥による吸収抑制対策を実施。
- きめ細かい検査の実施により、基準値を超過する米が流通しないよう取組。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策

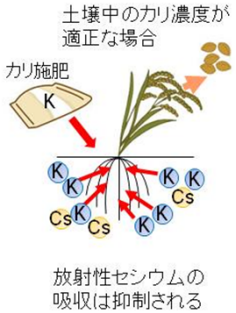

米の全袋検査（福島県全域で実施）

営農再開等に向けた支援

- 避難指示区域における営農再開に向け、除染後農地の保全管理、試験栽培の実施などの条件整備を推進。

（福島県に基金を造成して支援：
24年度補正予算（復興庁計上）
福島県営農再開支援事業 232億円）

25年6月：田植えの様子（飯舘村）

≪営農再開の状況等≫

- 広野町、田村市、川内村の約400haにおいて、米の作付の本格的再開
- 南相馬市等の127haで米の、川俣町でトルコギキョウの実証栽培を開始
- ２年連続で加工自粛したあんぽ柿の加工・出荷再開に向け、関係者による協議会を設置

被災地産食品の利用・販売の促進

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。

これまでの取組：　596件
うち被災地産食品販売フェア等：431件
社内食堂等での食材利用：　92件
（23年4月～25年6月までの間）

EPA（経済連携協定）の現状

○ 我が国は、アジアを中心に13の国や地域とEPAを締結した。
○ 現在交渉中の豪州等に加え、2013年から日中韓、日EU、RCEP、TPP等のEPAが交渉開始。

締結済の国・地域	シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー

相手国等		協議等の状況
交渉中	豪州	・2007年4月から交渉を16回実施
	モンゴル	・2012年6月から交渉を4回実施
	カナダ	・2012年11月から交渉を3回実施
	コロンビア	・2012年12月から交渉を2回実施
	日中韓	・2013年3月に第1回交渉を実施
	EU	・2011年5月に交渉のためのプロセス開始に合意 ・2013年3月に、4月の交渉開始に合意 ・2013年4月から交渉を2回実施
	RCEP※1	・2013年5月に第1回交渉を実施

相手国等		協議等の状況
交渉中	TPP※2	・2013年7月第18回交渉会合から交渉に参加
	GCC※3	・2006年9月から交渉を2回実施
	韓国	・2004年11月に交渉中断 ・2008年6月以降、実務レベルの協議を継続。直近は2011年5月9日に開催
共同研究	トルコ	・2012年11月から共同研究を2回実施

※1 RCEP：ASEANを中心とした東アジア広域経済連携構想。既にASEANと「個々」にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6ヶ国のうち、合意が出来た国による1つのEPA/FTAを目指すもの。

※2 TPP協定交渉参加国：シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本。

※3 GCC(湾岸協力理事会)加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

TPP交渉の概要

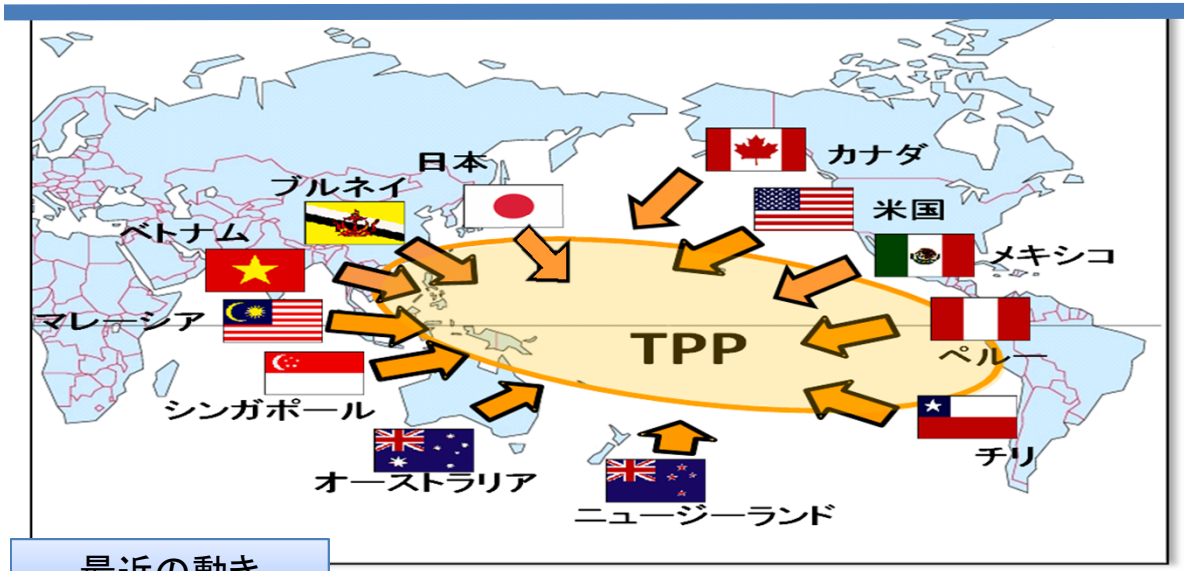

最近の動き

○ **日米共同声明**（2013年2月22日）抜粋
日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在することを認識。

○ **安倍総理記者会見**（2013年3月15日）抜粋
「本日、TPP、環太平洋パートナーシップ協定に向けた交渉に参加する決断をいたしました。」
「あらゆる努力によって日本の農を守り、食を守ることをここにお約束します。」

○ **衆・参農林水産委員会決議**（2013年4月18・19日）抜粋
「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。」
「農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとすること。」

○ **TPP閣僚声明（仮訳）**（2013年4月20日）抜粋
貿易大臣はまた、各TPP参加国が、TPP参加への日本の関心についての日本との二国間協議を終了したことを確認した。

交渉分野

○ TPP協定交渉では21の分野が扱われている。

（物品市場アクセス／原産地規則／貿易円滑化／SPS／TBT／貿易救済／政府調達／知的財産／競争政策／越境サービス／一時的入国／金融サービス／電気通信／電子商取引／投資／環境／労働／制度的事項／紛争解決／協力／分野横断事項）

○ 物品市場アクセスの交渉について、以下の情報が得られている。（政府による情報収集の結果（2012年3月））

- 最終的な関税撤廃の原則については定かではなく、センシティブ品目の扱いは交渉分野全体のパッケージの中で決まるとされている。
- 90～95%を即時撤廃（協定発効時に関税撤廃）し、残る関税についても7年以内に段階的に撤廃すべきとの考え方を支持する国が多数ある中で、即時撤廃率をより低くすべきとの提案もある模様。

【今後の予定】
2013年 7月　第18回会合（マレーシア）
【P】 第19回会合
（2013年中の交渉妥結を目指す）

ＴＰＰ交渉参加国に対し国境措置を撤廃した場合の経済効果（政府統一試算）

平成25年3月15日　内閣官房発表

○ マクロ経済効果

実質GDPが0．66％（3．2兆円）増加

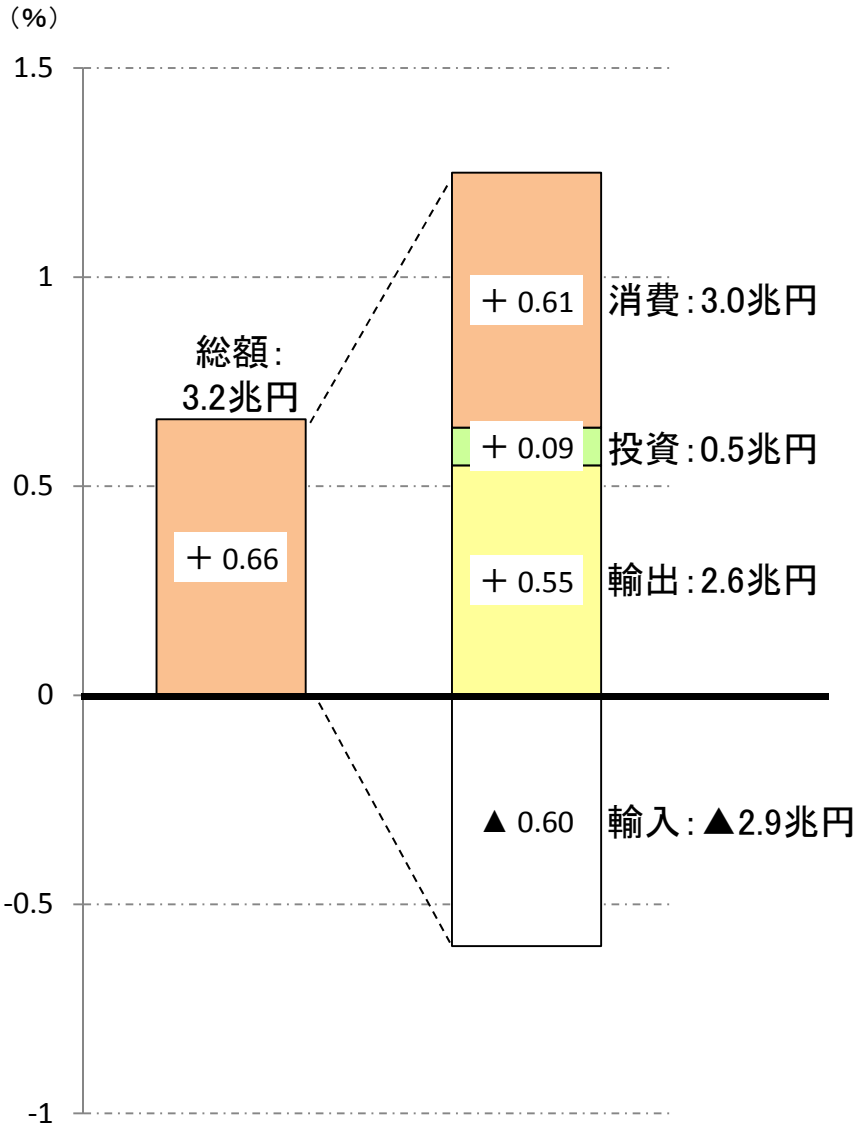

○ 農林水産物生産等への影響

農林水産物生産額が3兆円程度減少

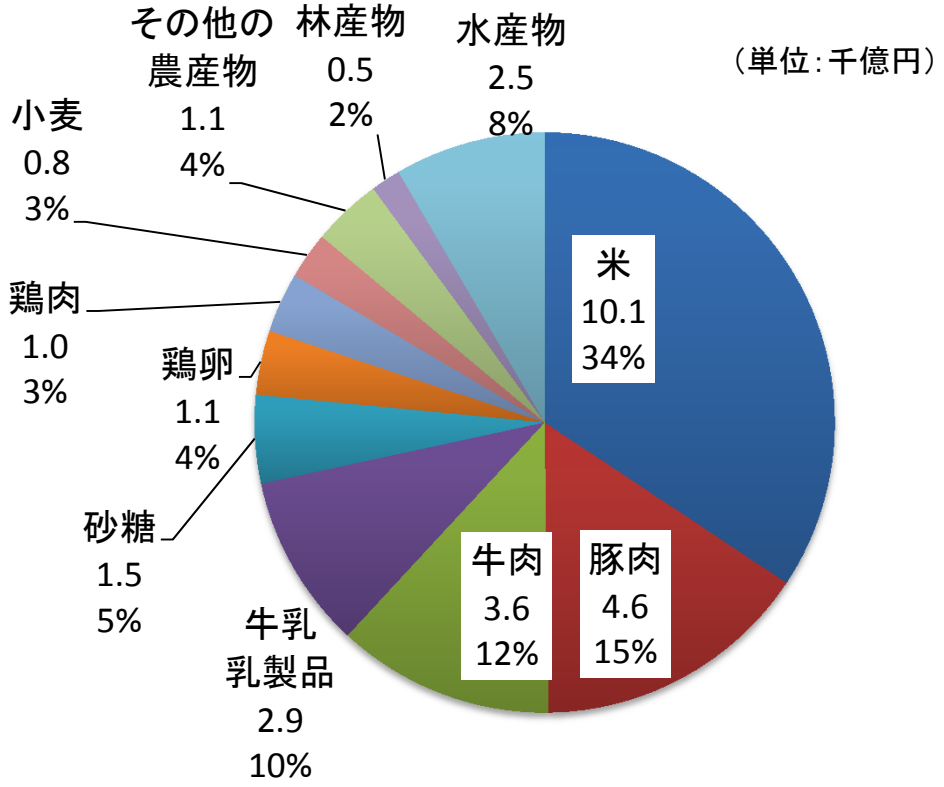

食料自給率及び多面的機能への影響（農林水産省試算）

○ 食料自給率（平成21年度対比）

（供給熱量ベース）　40％→27％程度

（生産額ベース）　　70％→55％程度

○ 農業の多面的機能の喪失　1兆6千億円程度